AC_{14} ＝ 0.023
AC_{15} ＝ 0.039
AC_{16} ＝ 0.041
AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.027
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035
AD_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成10年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{10} ＝ 0.020
AE_{11} ＝ 0.021
AE_{12} ＝ 0.019
AE_{13} ＝ 0.015
α　第2号算式の符号αに同じ
AF_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がな

AC_{14} ＝ 0.039
AC_{15} ＝ 0.040
AC_{16} ＝ 0.042
AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.046
AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.027
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035
AD_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成9年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_9 ＝ 0.008
AE_{10} ＝ 0.022
AE_{11} ＝ 0.021
AE_{12} ＝ 0.019
AE_{13} ＝ 0.015
α　第2号算式の符号αに同じ
AF_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がな